

平成 27 年度 ロボット産業活性化事業〈中小企業魅力 P R 事業〉
「2015 国際ロボット展」相模原ブース 出展者募集要領

1. 目的

見本市に相模原ブースを開設し、市内企業の共同出展による、ロボットや関連製品・技術の P R をおこない、相模原市のロボット産業の振興やイメージアップを図るとともに、企業の販売促進や需要開拓、マッチングの機会創出を図る。

2. 出展する見本市

名称 「2015 国際ロボット展」同時開催「かながわロボットイノベーション 2015」

会期 平成 27 年 12 月 2 日（水）～5 日（土） 10：00～17：00（4 日間）

会場 東京ビッグサイト 東 5 ホール内

主催 生活支援ロボット技術交流事業実行委員会

（神奈川県、一般社団法人日本ロボット工業会、日刊工業新聞社）

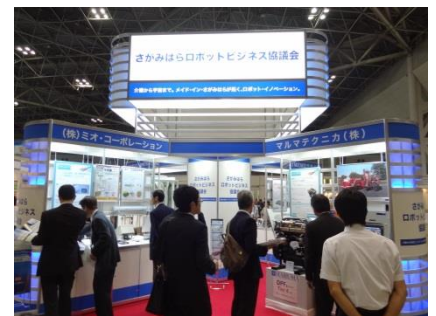
〈参考〉「2013 国際ロボット展」実績

出展企業数 334 社・団体 / 1,266 小間 / 来場者数 103,804（4 日間のべ）

3. 出展概要

（1）概要

「さがみはらロボットビジネス協議会」ブースにおける共同展示。
同ブース（6m×8m 予定）内に、企業展示ブースを複数設置し、
全体で統一の装飾を施します。（主催者にて用意）



昨年の相模原ブース
(JAPAN ROBOT WEEK 2014)

（2）分野

①各種ロボット

災害対応、介護・福祉、高齢者等の生活支援、検査・メンテナンス、
教育、エンターテインメント、清掃、警備、コミュニケーション、
その他

②ロボットに関わる要素機器・部品

電機制御機器、計測機器、制御用コンピュータ、モータ、アクチュエータ、システム、センサ、
ビジョン、ロボットデザイン、その他

（3）企業展示ブース

付帯設備等：展示台（W1980×D495×H900）、後壁（H2700）、社名版、照明、パネル 1 枚、
100V コンセント 1 口

※上記以外の設備、装飾等については、申込者の負担になります。（備品レンタル有り）

（4）その他

①ガイドブックの作成

本展示会の出展企業を中心とした、相模原市内のロボット関連製品や技術を持つ企業ガイドブック
を作成し、会場内で配布します。

②プレゼンテーション

「かながわロボットイノベーション」合同ステージにて、プレゼンや製品の実演が無料でできます。

③Web マッチングシステム

Web のマッチングシステムを利用し、事前に情報収集やアポイントをとることで、効率的な商談
ができます。

4. 募集概要

(1) 出展者資格

① 次の支援機関から推薦を受けた相模原市内の中小企業者・団体等で、上記出展分野に相応しい者。

〔支援機関〕

(公財) 相模原市産業振興財団 / 城山商工会 / 津久井商工会 / 相模湖商工会 / 藤野商工会
(株) さがみはら産業創造センター

② 上記のほか、相模原商工会議所が特に認めた市内の中小企業者及び産業振興を目的とした団体等。

(2) 出展料

86,400円 (内、消費税6,400円) / 1ブース

含まれるもの・・・小間使用料、ブース装飾料 (共通部分)、電気幹線工事・電気使用料、
展示品運送料

※ 出展決定後に請求書をお送りいたします。

(3) 募集数

8社程度 (予定)

(4) 申込方法

出展推薦書 (様式1・支援機関用) または出展申請書 (様式2・出展者用) に必要事項を記入の上、
申込締切日までに郵送、FAX、Eメール、窓口持参のいずれかの方法で下記へご提出ください。
申込多数の場合は、事務局にて選考をおこないます。

申込締切：7月17日 (金)

〔提出先〕

相模原商工会議所 産業振興課 担当：高井

〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3

FAX 042-753-7637 / Mail t-takai@sagamihara-cci.or.jp

※ 申込後にキャンセルされる場合は、下記のとおりキャンセル料を申し受けます。

- ・ 申込 ~ 出展決定前 (8月中旬)・・・なし
- ・ 出展決定後 ~ 出展者説明会 (9月下旬) 前日・・・出展料の50%
- ・ 出展者説明会当日以降・・・出展料の100%

6. スケジュール

7月17日	募集締切
8月 中旬	出展者の決定
9月 下旬	出展者説明会
11月29日～	会場施工、展示品預かり、搬入
12月 2日～5日	会期 (5日終了後、撤去・搬出)
12月 6日	展示品返却

7. その他

- ・ 出展者の選考については、出展物の内容、形態、申込順位等を総合的に勘案し、決定いたします。
- ・ 出展に際し不適当な行為があったと認められたとき、推薦書・申請書と実際の内容に差異があったとき、又は出展物に危険性や運営、管理上の不適当性が認められるものは、出展者に対し出展を取り消すものとしします。
- ・ 出展者は、自社の小間の一部、または全部を有償・無償にかかわらず第三者、または他の出展者に転貸し、譲渡、交換することはできません。